

内閣府インフラ長寿命化計画(行動計画)の概要

「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)に基づき、内閣府所管のインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、「内閣府インフラ長寿命化計画」を策定。

1 計画の範囲

【対象施設】

〔一般庁舎、宿舎〕 内閣府本府庁舎、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎、中央合同庁舎第8号館 等

〔迎賓館〕 赤坂迎賓館、京都迎賓館

〔防災関連施設〕 立川防災合同庁舎、有明の丘基幹的広域防災拠点施設、東扇島基幹的広域防災拠点施設

〔独立行政法人が所有・管理する施設〕 北方領土問題対策協会、国立公文書館

【対象期間】 2015年度から2020年度まで

2 現状と課題

- 一般庁舎、宿舎については、経年による老朽化に対して早急な対策を検討しなければならない一方、中央合同庁舎第8号館等比較的新しい建築物については、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施していく必要がある。
- 防災関連施設については、施設の実態をより明らかにするため、点検・診断の確実な実施、施設情報のデータベース化等が課題。
- 赤坂迎賓館については、平成28年4月から予定されている通年で一般公開を踏まえ、参観の利便性を確保するとともにセキュリティに万全を期すため、参観者用衛生設備、休憩所の整備、防犯カメラの増設等に取り組んでいく必要がある。
- 北方領土問題対策協会が維持管理する北方館や別海北方展望塔は地理的要因による影響を受けやすく、現状把握を頻繁に行うよう努めることが必要である。
- 国立公文書館は、歴史資料等の保存及び利用を適切に行う観点を踏まえつつ、特に本館は経年変化による老朽化に対して検討を行う必要がある。

3 取組の方向性(官庁施設)

点検・診断、修繕・更新等	法令や告示に基づいて、定期点検を実施し、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設(宿舎を除く)の割合を、平成29年度までに80%以上となるよう取組を継続する。
基準類の整備	建築基準法等に基づいて、引き続き、適切な対応を行う。
情報基盤の整備と活用	平成27年度中に、保全実態調査に必要な諸元等の情報を「BIMMS-N」に登録する。
個別施設計画の策定・推進	平成28年度までに、全ての施設について策定を完了する。
新技術の開発・導入	新技術が現場に導入されている事例を収集し、情報共有に努める。
予算管理	必要な予算の安定的な確保に努めるとともに、トータルコストの縮減・平準化を図る。
体制の構築	平成27年度中に、全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。

4 フォローアップ

施設ごとの具体的な取組を充実・深化させるとともに、進捗状況の把握により、必要に応じてフォローアップを行う。